令和5年4月10日時点 安来市市民支援制度一覧

| カテゴリー | 担当課・問合せ先 | 支援の事業名 | 支援概要 | 来市市民支援制度一覧 支援の額、補助率 | 対象 | 募集・決定の時期 | URL | QR⊐- ⊦* |
|------------|-----------------------------------|------------------------------------|--|---|--|-------------------------------------|---|---------|
| | 自治体DX推進室 | 行政告知端末の設置費助成 | 市内の住宅、事業所等への 行政告知端末設置に対し費 用の一部をやすぎどじょっ こテレビを通し助成 | 告知放送を利用する場合の告知端 末機器代、光ケーブル引込工事費 等を全額助成。※宅内工事は別 途、費用がかかります。 | 行政告知端末を設置する 者 | 令和5年4月1日~ 令和6年3月31日 | https://www.c ity.yasugi.shim ane.jp/kurashi /machizukuri/ bb- infra/gyouseik okuchitanmat ujosei.html | |
| | やすぎ暮らし 推進課 ☎ 23-3059 | 空き家改修事業補助金 | 空き家パンク登録物件の改 修にに対し費用の一部を助 成 | 改修に要する費用の2分の1(条件により上限50万円または上限100万円) | 改修した空き家に3年以上 居住する見込みのある 者、またはその者と賃貸 借契約を締結する空き家 所有者 | 随時 | https://www.c ity.yasugi.shim ane.jp/kurashi /shushoku/teij u/akiya- kaishu- hojokin.html | |
| 住まい | 建築住宅課 6 23-3325 | 木造住宅耐震化等促進事業補助金 | 既存木造住宅の耐震化等を 促進するため木造住宅の耐 震診断、耐震改修、解体工 事を行う者に対し費用の一 部を助成 | ▼耐震診断費用の9/10 (上限6万円) ▼耐震補強設計に要する費用の2/3 (上限40万円) ▼耐震改修工事に要する費用 (34,100円/㎡を限度)の23/100 (上限83.8万円) ▼耐震改修工事と併せて行う住宅修繕工事に要する費用の1/5 (上限80万円) ▼解体工事に要する費用の23/100 (上限40万円) | 市内に住宅(昭和56年5 月31日以前に建築)を所 有している人又は所有者 から承諾を得た者 ※、耐震診断を除くメ ニューは、上部構造評点 が1.0未満の木造住宅が対象 | 4月から概ね10月 未まで ※年度内事業完了 が要件 | https://www.c ity.yasugi.shim ane.jp/kurashi /sumai/shien- seido/mokuzo - taishinka.html | |
| | | プロック塀等安全確保助成 事業補助金 | ブロック塀等の除却または 建替えに要する費用の一部 を助成 | 対象工事に要する費用 (補助対象 プロック塀等の長さ 1 メートル当 たり 8 万円を限度) の2/3 (上限 一敷地当たり26.4万円) | 市内にプロック塀等を所 有する人で、市税の滞納 がないこと | 4月から概ね10月 末まで ※年度内事業完了 が要件 | https://www.c ity.yasugi.shim ane.jp/kurashi /sumai/shien- seido/burokku bei.html | |
| | | 老朽危険建築物等除却助成事業補助金 | 老朽化で倒壊等危険性のある不良木造住宅または空き 家等(条件あり)の除却費 用の一部を助成 | 除却費用(標準除却費:令和5年 度31,000円/㎡が限度)の4/5。 上限100万円。 | 老朽危険建築物等の所有 者・相続人、老朽危険建 築物等の存する土地の所 有者 | 4月から概ね10月 末まで ※年度内事業完了 が要件 | https://www.c ity.yasugi.shim ane.jp/kurashi /sumai/shien- seido/rokyu- jokyo.html | |
| | 地域振興課 | , | 市内の地域課題に対し、活力ある集落・地域づくりに向けて、住民自らが取り組む事業を支援 | 対象事業費の2/3以内(上限20万円) | 市内に居住する5人以上の 者で組織される民間団体 | 随時募集 ただし、年度内に 実績報告を行うこ と | https://www.c ity.yasugi.shim ane.jp/kurashi /shiminkatsud o/chiikizukuri/ ikiiki.html | |
| | 地域振興課 ☎23-3067 | 地域づくり支援事業補助金 (地域ジャンプアップ事業) | 地域魅力アップ事業の要件 を満たした上で、要件を追 加し、より規模の大きな事 業を支援 | 対象事業費の2/3以内(上限50万円) | | 随時募集 ただし、年度内に 実績報告を行うこ と | https://www.c ity.yasugi.shim ane.jp/kurashi /shiminkatsud o/chiikizukuri/ ikiiki.html | |
| | 地域振興課 ☎23-3067 | 地域づくり支援事業補助金 (小さな拠点づくり推進 事業) | 日常生活を営む上で、必要 なサービスが利用できる環 境を地域で確保する事業を 支援 | 対象事業費の全額(上限25万 円、複数の交流センター区域を活 動範囲とする場合は、上限50万 円) | 市内に設置された生活支 援協議体 | 随時募集 ただし、年度内に 実績報告を行うこ と | https://www.c ity.yasugi.shim ane.jp/kurashi /shiminkatsud o/chiikizukuri/ ikiiki.html | |
| コミュニティ・自治会 | | コミュニティ施設整備支援事業補助金 | 自治会の集会施設の改修・ 修繕・新築等の施設整備に かかる費用を支援 | 新築・改築:総事業費の1/3以内 (上限300万円) 改修・修繕:総事業費の1/3以内 (上限100万円) 整備:原材料費の1/2以内(上限 50万円) | 安来市自治会振興に関する規則に定められている 自治会 ただし、整備に関して は、市内に居住する5人以 上の者で組織される民間 団体も可 | 随時募集 ただし、年度内に 実績報告を行うこ と | https://www.c ity.yasugi.shim ane.jp/kurashi /shiminkatsud o/chiikizukuri/ sisetsuseibi.ht ml | |

| | 地域振興課 ☎ 23-3067 | 小型除雪機購入費支援事業 | 冬季の安全で安心な生活を確保するために、住民自らが行う除雪に必要な家庭用の小型除雪機の購入費を支援 | ①個人:購入費の1/2以内(上限 10万円) ②複数の個人による共同利用:購 入費の1/2以内(上限:構成員数 ×10万円、ただし30万円まで) ③自治会:購入費の2/3以内(上 限:構成員数×10万円、ただし 50万円まで) ④複数の自治会で構成されている 自主防災組織、又は生活支援協議 体:購入費の2/3以内 (上限構成自治会数×50万円) | 当する個人又は団体で、この補助金の交付を受けたことがない者(同一世帯の者が交付を受けている場合は対象外)。 対象となる小型除雪機: 市内に本店又は支店を有する事業者からの購入で | 随時募集 ただし、年度内に 実績報告を行うこ と | https://www.c ity.yasugi.shim ane.jp/kurashi /shiminkatsud o/chiikizukuri/ triangle.html | |
|-------|---|-----------------------------|---|--|---|-----------------------------------|---|--|
| | 土木建設課 ☎23-3311 広瀬地域センター ☎23-3205 伯太地域センター ☎23-3303 地域振興課 ☎23-3067 | 安来市市民活動補償制度 | 自治会や自主的に構成され た活動団体が市民活動、ポ ランティア活動中に負った 事故に対して補償を行う | ○賠償責任補償 ・身体賠償 1人 1億円 1事故 1億円 ・財物賠償 1事故 1億円 ・受託品賠償 1事故 100万円 ○傷害補償 ・死亡 500万円 ・後遺障害 15~500万円 ・入院補償 4,500円/日 ・通院補償 3,000円/日 | 自治会や自主的に構成された活動団体 ※団体の事前登録が必要 (自治会については事前登録不要) | 随時 | なし | |
| | 総務課 ☎ 23-3015 | 防犯灯設置事業補助金 | 防犯灯を新設及び新たな器 具に取り替える場合に、事 業費の補助を行う ※電球交換・器具の移設・ 器具の撤去のみは対象外 | 事業費の2分の1で上限額は次の とおり (1) 蛍光灯防犯灯の新設及び新 たな蛍光灯防犯灯の器具に取替: 1灯につき15,000円 (2) LED防犯灯の新設及び新た なLED防犯灯の新設及び新た なLED防犯灯の器具に取替:1灯 につき25,000円 (3) 防犯灯の設置を目的に柱を 新設:1本につき100,000円 | 自治会、地縁団体 | 随時 | https://www.c ity.yasugi.shim ane.jp/kurashi /anzen/downl oad/bohanto.h tml | |
| 災害・安全 | 防災課 ☎ 23-3074 | 自主防災組織育成事業補助金 | ▼防災資機材の購入や防災 訓練等の実施に要する費用 の一部を補助 ▼防災土資格取得に要する 経費を全額補助(旅費を除 く) | 【防災資機材購入・防災訓練等】 対象経費の2/3以内(4回目以降 は1/2以内) 上限は組織の構成世帯数に応じて 4~16万円まで 【防災士資格取得】 研修受講料・受験料・教本代金・ 登録料の合計額 | 【防災資機材購入・防災 訓練等】 市の認定を受けた自主防 災組織 【防災士資格取得】 自主防災組織または自治 会の推薦を受けた人 | 随時 | https://www.c ity.yasugi.shim ane.jp/kurashi /anzen/bousai /jishubousai.h tml | |
| | 防災課 ☎ 23-3074 | 災害見舞金 | 住家(母屋)が災害や火災 で被害を受けた場合の災害 見舞金 | ▼全壊、全焼:3万円 ▼半壊、半焼:2万円 | 被害を受けた世帯主 | 随時 ※罹災証明書が必 要 | | |
| | 子ども未来課 ☎ 23-3222 | 安来市不妊治療費等助成制度 | ○一般不妊治療費助成:医療 保険の適用となる不妊治療および検査、また人工授精に要 した治療費の一部を助成 ・全殖補助医療費助成:医療 保険の適用となる生殖補助医 療(体外受精・顕微授精)に 要した治療費の一部を助成 ○不育症治療助成:医療保険 の適用となる不育症の原因を 特定するための検査及び治療 に要した治療費の一部を助成 | ○一般不妊治療費助成 ⇒上限1 年間8万円 ○生殖補助医療費助成 ⇒1回の 治療につき上限5万円 ○不育症治療助成 ⇒1度の妊娠 につき上限5万円 | ・法律上の婚姻関係または事実婚関係にある夫婦であり、夫婦の一方が市内に住所を有する方・夫婦ともに医療保険の加入者である方・医療機関において、一般不妊は不育症治療を受けた方・治療開始日時点における妻の年齢が43歳未満である方 | 随時 | https://www.c ity.yasugi.shim ane.jp/kurashi /kyoiku/ninshi n/funinn.html | |
| | 子ども未来課 ☎ 23-3209 | 新生児聴覚検査費用助成 | 新生児期の聴覚検査費用の 一部を助成する | 検査費用の上限4千円を助成 (1人1回) | 市内に住所を有する人が 出産した新生児 | 随時 | 現在準備中で す。公開次第 お知らせしま す。 | |
| | 子ども未来課 ☎ 23-3222 | 風しん予防接種費用助成 | 風しん予防接種(風しん単 独ワクチンまたは麻しん風 しん混合ワクチン)費用の 一部を助成 | 接種費用の上限4千円を助成(1 人1回) | A.妊娠中の女性の夫 B.4月1日において18歳以 上50歳未満の妊娠を希望 する夫婦 C.4月1日において18歳以 上50歳未満の妊娠を希望 する女性 | 随時 | https://www.c ity.yasugi.shim ane.jp/kurashi /kyoiku/yobo/ fushin- yobo.html | |
| | | おたふくかぜ(流行性耳下腺 炎)予防接種費用助成 | おたふくかぜ予防接種(任 意接種)費用を無料 | 1回目、2回目の接種費用を全額 公費とする | 生後1歳から小学校就学前の幼児 | 随時 | https://www.c ity.yasugi.shim ane.jp/kurashi /kyoiku/yobo/ otafuku- yobo.html | |

| | | がん治療等に伴う定期予防 接種再接種補助事業 | 20歳未満のがん患者等の定 期予防接種再接種費用に係 る経済的負担の軽減を図る | 定期予防接種の再接種に係る費用 (上限額あり) | ①がん治療等により、治療的に接種した定期予防接種の免疫が低下又は消失したため、再接種が必要と医師が認める者②安来市に住所を有する20歳未満の者(予防接種の種類により年齢制限あり) | 随時 | 今後、ホーム ベージ作成予 定 | |
|------|-----------------------------|---------------------------|--|--|---|---|--|--|
| | | 安来市医学生、薬学生、看護学生等奨学金 | 将来、市内の医療機関等に 医師、薬剤師又は看護師等 として勤務する意志のある 医学生、薬学生及び看護学 生等に修学資金として奨学 金を貸与 | 市内で一定期間勤務することによ り奨学金の返還が免除となる。 ・医学生・薬学生 月額5万円 (無利子) ・看護学生 月額3万円 (無利子) | 市内の医療機関等で医 師、薬剤師又は看護の業 務に従事する意志のある | から4月末日(閉 | https://www.c ity.yasugi.shim ane.jp/kurashi /shushoku/sh ushoku/iryou. html | |
| | いきいき健康課 ☎ 23-3221 | 骨髄移植ドナー支援事業助成 金 | 骨髄ドナーの負担軽減を図 るため助成金を支給 | 通院または入院など、一日につき 2万5千円。通算7日以内。 | 日本骨髄パンクが実施する骨髄などの提供を完了し、証明を受けた人※勤務先で休業補償されている場合を除く | 随時 | https://www.c ity.yasugi.shim ane.jp/kurashi /kenko/iryo- info/donor.ht ml | |
| | 市民課 | 安来市子ども医療費助成金 | | 保険診療の部分について入院・外 来・薬局等の自己負担分の全額 | 0歳から中学3年生まで の子ども | 随時 | 現在準備中で す。公開次第 お知らせしま す。 | |
| | 市民課 ☎ 23-3084 | 安来市福祉医療費助成金 | 障がいのある人、ひとり親 家庭に対し、医療費の一部 を助成 | 保険診療の部分について入院・外 来の自己負担割合を1割に軽減 (自己負担上限あり)、薬局での 自己負担なし | りの人で一定の条件を満 | 随時 | 現在準備中です。公開次第お知らせします。 | |
| 療・福祉 | 福祉課 ☎ 23-3217 | 精神障害者通院医療費助成金 | | 医療費の一部負担金(自己負担上 限額)の 1/2 以内の額 | 自立支援医療受給者証の 交付を受けた人(同一 医療保険の加入者全員が 市民税非課税) | 随時 | https://www.c ity.yasugi.shim ane.jp/kurashi /download/sei shin.html | |
| | 福祉課 愛 23-3217 | 身体障害者用自動車改造費 助成金 | 身体に障がいがある人自らが所有・運転する自動車の改造経費や、介護用自動車への改造などに対し、経費の一部を補助 | 経費全額(上限 10 万円) | ▼身体障害者手帳所持者 で上・下肢、体幹に障が いのある人 ▼下肢または移動機能障 害1~2級あるいは体幹 機能障害1~3級の人 の介護者 | 随時 | https://www.c ity.yasugi.shim ane.jp/kurashi /kenko/shogai sha/seikatsu- shien.html | O A STATE OF THE S |
| | 福祉課 ☎ 23-3217 | | 普通、大特1種免許取得に 係る費用を助成 | 当該経費の 2/3(上限10万円) | 身体障害者手帳または療育手帳所持者・精神 保健 福祉手帳所持者 | 随時 | https://www.c ity.yasugi.shim ane.jp/kurashi /kenko/shogai sha/seikatsu- shien.html | |
| | 福祉課 ☎ 23-3217 | 人工透析患者通院費助成 | 身体障がい者が人工透析を 受けるために通院した際の 通院費の一部を助成 | 助成基本額(自宅から医療機関ま で公共交通機関を利用したとみな し計算)の1/2以内の額 | | 3月および10月 | https://www.c ity.yasugi.shim ane.jp/kurashi /kenko/shogai sha/iryohi- josei.html | |
| | 福祉課 ☎ 23-3217 | 難聴児補聴器購入助成費 | 身体障害者手帳 の交付対象 とならない軽度・中等度の 難聴 児の補聴器購入費用の 一部を助成 | 補聴器の購入費と基準価格を比較 して、少ない方の額に2/3を乗じ た額 | 市内に住所がある18歳未 満の児童(所得制限あ り) | 随時 | https://www.c ity.yasugi.shim ane.jp/kurashi /kenko/shogai sha/iryohi- josei.html | |
| | 福祉課 ☎ 23-3248 | 母子家庭等自立支援教育訓練給付金 | 医療事務、介護職員初任者 研修、看護師等就業に有利 な資格を取得するため、そ の受講経費の一部を教育訓 練給付金として支給 | 指定された教育訓練を受講する際、対象講座の受講料の60%に相当する額(上限あり、下限1万2千円) | 母子家庭の母、父子家庭 の父で、児童扶養手当の 受給者、または、同様の 所得水準にある人 | 随時 ※要件があります ので、必ず受講前 にご相談くださ い。 | https://www.c ity.yasugi.shim ane.jp/kurashi /kyoiku/teate/ boshikatei.htm I | |

医

| | 福祉課 ☎ 23-3248 | 母子家庭等高等職業訓練促進給付金 | 資格を取得のため、一定の 期間養成機関で修業する人 に、その修業期間につい て、給付金を支給 また、訓練修了後に一時金 を支給 対象資格:看護師、介護福 祉士、保育士、理学療法 士、作業療法士等 | ・市民税課税世帯月額7万5百円 ・市民税非課税世帯月額10万円 ※修業期間の最後の12か月は月 額4万円を加算 | 母子家庭の母または父子 家庭の父であって、児童 扶養手当を受給している か同様の所得水準にある 人 | 随時 ※要件があります ので、必ず受講的 にご相談くださ い。 | https://www.c ity.yasugi.shim ane.jp/kurashi /kyoiku/teate/ boshikatei.htm I | |
|----|-----------------------------------|--------------------------------|--|--|--|---|---|--|
| | | 安来市独居老人世帯等緊急通報電話設置事業 | 市の貸し出した緊急通報装 置に係る警備会社の通報監 視業務費用を市が負担 | 警備会社の通報監視業務費用の全 額 | 65歳以上のひとり暮ら し世帯または高齢者世帯 で、日常生活に何らかの 不安がある人 | 随時 | https://www.c ity.yasugi.shim ane.jp/kurashi /kenko/koreis ha/kinkyu- tsuho.html | |
| | 福祉課 33 23-3224 | 安来市高齢者外出支援事業 | 自宅を出発地または目的地として、次の場合に利用する介護タクシーの運賃の一部を負担 ①保健・福祉制度の申請・利用 ②福祉施設等への入退所 ③市主催の会議・研修会などへの参加 ④医療機関への受診および 入場等以内の親族の冠婚葬祭への参加 ※事前の登録が必要 | 片道の上限7千5百円とする運賃 (回送料金、待機時間料金、介護 料金、有料道路の通行料金など運 賃以外の料金は自己負担) ※往復で1回とし、1カ月に2回 まで利用可能 | 課税世帯(同居も含む) で、車椅子で移動が必要 | 随時 | https://www.c ity.yasugi.shim ane.jp/kurashi /kenko/koreis ha/gaishutsu- shien.html | |
| | 下水道課 ☎ 23-3370 | 净化槽設置整備事業補助金 | 計画に定める集合処理区域 外の高度処理型浄化槽設置 者に対する補助 | 限度額は浄化槽の人槽に応じて定める。(詳細は交付要網による)例:5人槽:36万円(40万8千円)、7人槽:46万2千円(49万2千円)など※()内は豪雪地帯で設置する場合の限度額 | 浄化槽設置者 ・詳しくは、下水道課へ お問い合わせください。 | 令和5年4月1日~ 令和5年10月31日 ※年内に浄化槽設 置完了が要件 | https://www.c ity.yasugi.shim ane.jp/kurashi /machizukuri/j ogesuido/gesu ido/hojokin.ht ml | |
| | 環境政策課 ☎ 23-3100 | 安来市廃棄物集積場設置整備費補助金 | 自治会が設置および整備す る廃棄物集積場に要する経 費の一部を助成 | 補助対象の集積場を使用する世帯 数で異なる 5~9世帯:設置費用1/2(上限5 万円) 10~14世帯:設置費用1/2(上限 10万円) 15世帯以上:設置費用1/2(上限 15万円) | 自治会 | 随時 ※3月末までに完 成し、実績報告が できること | https://www.c ity.yasugi.shim ane.jp/kurashi /gomi/hojo/sh useki- hojo.html | |
| 環境 | | 安来市再生可能エネルギー機器等設置費補助金 | 住宅用太陽光発電設備、太 陽熱利用設備および蓄電池 設備の設置費用の一部を補 助する。 | ・住宅用太陽光発電設備 太陽電池の公称最大出力に1kWあたり3万円を乗じた金額(上限12 万円)・太陽熱利用設備 補助対象経費の1/2(上限30万円)・蓄電池設備 7万円(設置経費が7万円未満の場合はその額を上限とする) | ・太陽光発電設備及び蓄電池 自らが所有する市内の住宅に太陽光発電設備等を設置する者・太陽熱利用設備市内の住宅、または市内の事業所等に新たに太陽熱利用設備(ソーラーシステムに限る)を設置する個人または法人等 | 随時 ※2月末までに完 成し、実績報告が できること | https://www.c ity.yasugi.shim ane.jp/kurashi /gomi/hojo/tai yo-hojo.html | |
| | 環境政策課 23 -3102 | 定住促進飲用井戸設置事業補助金 | 市による水道設備が困難な 地域において、飲用井戸等 の設置費用の一部を補助す る。 | 補助対象経費に応じて限度額を定める。 150万円以下:対象経費の2/3 150万円を超え、250万円以下: 補助対象経費から50万円を控除 した額 250万円を超える:上限200万円 | 4月以降に契約を締結し、 居住のために市内に飲用 井戸等を設置する個人ま たは共同利用の代表者 | 随時 | https://www.c ity.yasugi.shim ane.jp/kurashi /gomi/hojo/in ryousui.html | |
| | やすぎ暮らし 推進課 ☎ 23-3107 | サテライトオフィス等開設 支援補助金 (小規模タイプ) | サテライトオフィス等の整 備に対し費用の一部を助成 | 整備に要する費用の2分の1以内 (上限300万円) | 収容可能人数50人未満の サテライトオフィス等を 開設する者 | 令和5年4月~ 令和5年12月 | http://www.cit y.yasugi.shima ne.jp/shigoto/ shokokanko/ki gyoshien/satel liteoffice.html | |
| | やすぎ暮らし 推進課 ☎ 23-3106 | 中小企業設備貸与制度保証金補給金 | しまね産業振興財団の設備 貸与制度割賦販売方法により、市内に設備を設置する もので、保証金を財団へ一 括して支払った補償金に対 し補給 | 支払った保証金に10分の1.6を乗 じて得た額以内(上限50万円) | 市内に事業所を有し、保証金を一括して支払ったもの | 随時 | | |

| | やすぎ暮らし 推進課 ☎ 23-3107 | ものづくり企業技術開発等 支援補助金 | 特殊鋼関連産業をはじめと するものづくり企業のう ち、技術力強化や取引拡大 に努める企業における新製 品、新技術等について補助 | しまね産業振興財団の助成金また は島根県の補助金 (以下1、2) の交付確定額の1/2または補助対 象経費の1/4以内 1. 特殊鋼産業成長分野進出促進 助成金 2. 島根県先端金属素材グローバ ル拠点創出事業費補助金 | 企業(対象:しまね産業 振興財団の助成金または 島根県の補助金の交付確 定を受けた事業) | 随時 | | |
|---|---|-----------------------|--|---|---|----------------------|---|--|
| | やすぎ暮らし 推進課 ☎23-3106 (産業サポート ネットやすぎ) | 展示会・商談会出展促進プログラム | 各地の展示会、商談会に出 展する場合の出展小間料や 会場使用料、プース装飾 費、PR媒体作成費、輸送 費、旅費等を支援 | 単年度1件あたり、最大15万円 補助率:対象経費の2/3 | 中小企業者等 | 4月~12月 | https://yasugi - ssy.net/sales- channel/62/ | |
| | やすぎ暮らし 推進課 ☎23-3106 (産業サポート ネットやすぎ) | 専門家サポート補助金 | 経営課題の解決に向け、各 種専門家の指導を受ける経 費を補助 | 単年度1案件につき3回までのサポート 補助金額:1回のサポートにつき 謝金3万円+旅費 | 中小企業者等 | 4月~12月 | https://yasugi - ssy.net/skillup /58/ | |
| | やすぎ暮らし 推進課 ☎23-3106 (産業サポート ネットやすぎ) | 人材育成セミナー補助金 | 産業従事者の知識習得と人 材育成を目的とし、自ら又 は他の機関が開催するセミ ナー等への参加を補助 | 単年度1件あたり、最大10万円 補助率:対象経費の2/3 | 中小企業者等 | 4月~12月 | https://yasugi - ssy.net/skillup /64/ | |
| | やすぎ暮らし 推進課 ☎23-3106 (産業サポート ネットやすぎ) | プロモーション支援補助金 | 自社及び自社商品の魅力向 上、販路拡大を図ることを 目的として、プロモーショ ンを行う経費を補助 | 単年度1件あたり、最大20万円 補助率:対象経費の2/3 | 中小企業者等 | 4月~12月 | https://yasugi -ssy.net/new- product/70/ | |
| • | やすぎ暮らし 推進課 ☎ 23-3179 | 結婚活動支援事業補助金 | 市内に事業所を置く民間団体が行う独身者の結婚を支援する事業に補助 | 補助対象経費から収入額を控除した額(上限10万円) | 結婚活動支援事業を企 画・開催しようとする市 内の団体 | 4月~12月 | https://www.c ity.yasugi.shim ane.jp/kurashi /shushoku/ke kkon- shien.html | |
| | やすぎ暮らし 推進課 ☎ 23-3105 | 商業再生支援対策事業補助金 | 市内商業機能の維持・向 上、快適な買物環境の創出 による地域経済の活性化を 推進する事業に対し補助 | 【小売店等開業事業】 新規開店のための改修費、備品購入費、広告宣伝費、家賃(12カ月分まで)などを補助 ▼補助率:1/2(上限:一般枠200万円、特別枠240万円) 【買い物不便対策事業】 既存店舗の理解を得ており、住民の買い物不便対策に資する事業経費を補助率:2/3(上限1,000万円) 【移動販売・宅配支援事業】食料品などの移動販売または、宅配に必要な車両や設備、運営費などを補助 ▼設備投資補助率:2/3(上限200万円) ▼運営費補助額:1年目10万円、2年目8万円、3年目6万円(年間経費20万円超に限る) ▼POSシステム等レジ関連機器の経費補助率:2/3(上限20万円) | 中小企業者等 | 随時 ※県の事前協議が 必要 | https://www.c ity.yasugi.shim ane.jp/shigoto /shokokanko/ kigyoshien/sh ogyohojokin.ht ml | |
| | 農林振興課 23 23-3332 | 中山間地域等直接支払交付金 | 農業の生産条件が不利な中山間地域において、集落などを単位に農用地を維持・管理していくための取り決め(協定)を締結し、その取り決めに従って農業生産活動などを行う場合に面積に応じて一定額を交付 | 【基礎単価】 急傾斜: 田16,800円/10a、畑 9,200円/10a 緩傾斜: 田6,400円/10a、畑 2,800円/10a 【体制整備単価】 急傾斜: 田21,000円/10a、畑 11,500円/10a 緩傾斜: 田8,000円/10a、畑 3,500円/10a 【加算措置】 超急傾斜農地保全管理加算: | 集落などを単位とする協 定を締結する農業者等 | 随時 | https://www.c ity.yasugi.shim ane.jp/shigoto /noringyo/nou gyoushinkou/t yusansiharais eidodai5ki.htm | |

産業

| 農林振興課 雷 23-3329 | 多面的機能支払交付金 | 農村の過疎や農業従事者の 減少を受けて、地域共同で 行う多面的機能を支える活 動や地域資源(農地、水 路、農道など)の質的向上 を図る活動を支援。 | 【農地維持支払】 田3,000円/10a、畑2,000円/10a 【資源向上支払】 田2,400円/10a、畑1,440円/10a 【資源向上支払(長寿命化)】 田4,400円/10a、畑2,000円/10a など | 農業者等で構成する活動 組織 | 随時 | https://www.c ity.yasugi.shim ane.jp/shigoto /noringyo/tam enteki- jigyo/tamente ki_jigyo.html | |
|---------------------------|----------------|--|---|---|--|--|--|
| 農林振興課 ☎ 23-3338 | 市産木材利用促進補助金 | 市産木材を使用した住宅の 新築・増改築・修繕・リ フォームについて、1戸あ たり最大30万円の補助金を 交付 | 建築に使用する市産木材1㎡当た り3万円、限度額30万円 | 住宅等を新築、増改築、修繕またはリフォームされる方で、次の全てに該当する方 ①市内に住所を持つ方(住宅の新築、増改築、修繕またはリォームに伴って市内に移住する予定の方を含みます。) ②市税の滞納がない方(同一世帯の方全員) | 随時(ただし、予 算状況により年度 中途で終了する場 合あり) | https://www.c ity.yasugi.shim ane.jp/shigoto /noringyo/oth ers/shisanmok uzairiyousokus hin.html | |
| 農林振興課 ☎23-3335 | 有害鳥獣被害対策事業費補助金 | 有害鳥獣による農林作物被害を防止するために設置した簡易な防護壁、防護柵、防護網、電気牧柵、爆音機等の購入費に対し補助(当該年度に市内に設置したものに限る) | 購入費(ガスポンベ、バッテリー 等消耗品に要する費用を除く)の 1/2以内の額個人:10万円、団体 30万円を上限 | 市内で農地等を有し、維 持管理をする農林作物生 産者、農林作物生産者を 有する集落組織、営農集 団 | 随時(ただし、予 算状況により年度 中途で終了する場 合あり) | https://www.c ity.yasugi.shim ane.jp/shigoto /noringyo/cho juhigai.html | |